

被害者の刑事手続参加制度新設に抗議する会長声明

本日、被害者参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議にて可決され成立了。

当会は、被害者参加制度が、以下のような深刻な問題点を含み、わが国の刑事訴訟構造を根底からくつがえすものであるとして、慎重な審議を求めてきた。

被害者参加制度は、被害者等がみずから、被告人や証人に尋問をすること、さらには求刑をも可能とするものであるところ、国会審議においては、被害者等の生の感情が法廷に持ち込まれ、混乱を招きかねないとの指摘もなされている。たしかに被害者等が受けた心身の傷は深刻なものであり、それゆえに、被害者等の言葉は聞く者に極めて重く響くのであるが、被害者等の心情を被告人に伝える手段としては、既に意見陳述制度が導入されており、そのうえさらに、被害者等による尋問や求刑を認めることは、裁判が感情的なものとなるおそれがあり、客観的な証拠に基づき真実を明らかにし、被告人に対して適正な量刑を判断するという刑事訴訟の機能が変容されかねない。こうした懸念は、一般市民が参加し2009年から施行される裁判員裁判において、より深刻なものとなる。にもかかわらず、裁判員制度の制度設計の際には本制度がまったく考慮されていなかったのであり、制度導入に伴う大きな混乱が危惧される。

当会は、こうした重大な問題点を持つ被害者参加制度を、現時点において直ちに導入することは、刑事裁判の本質に照らし審理に悪影響を与えること、被告人の防禦権にも重大な支障が生じると表明してきた。成立した法律の条文上はもとより、法案審議の過程においても、当会が指摘する問題点はなんら解消されておらず、このような法の成立に対し、強く抗議するものである。

当会は、3年後の見直し規定等衆・参両議院での附帯決議をも踏まえ、被告人に対して憲法上保障された権利が十全に保障される制度の実現に向けて今後も最善の努力を継続していくと共に、犯罪被害者等が、弁護士による法的援助をはじめとして、刑事訴訟の場面に限らず、被害直後から広く必要かつ適正な支援を受けられるような諸施策が確立されるよう強く求めるものである。

2007年（平成19年）6月20日

兵庫県弁護士会

会長道上明